

十二月定例村議会

いかような形で成長してきているかお伺いしたい。

村議会の十二月定例会の本会議が十二月十八日午前十時から開かれ、原田議員、池之上議員、松井議員、田口議員の四議員により村政に対する一般質問が行なわれたが、その要旨は次のとおりです。



一般質問と答弁(要旨)

減反政策に対応する 専門職員の 動員について

▼開校後の中央小学校の成績についてでございますが、開校後一年九か月たちまして、中央小学校は統合校としてわたしは徐々ではありますけれども成績が上がっていると信じております。昨年は一年目でございましたので中の整理せいとんに追われたような状態でございましたが、今年度は子どももだんだん落ち着きをみせまして、広い校舎、きれいな校舎で規則正しい生活を送り、考へて行動するというようない姿勢がみられます。心のよりどころになります校旗もできましたし、校歌も三月上旬までにはりっぱなものができるということで、発表会もそのころ行なわれるということを聞いております。学校の中でもたいせつなものは施設でございまし、また職員でござりますけれども、先生がたは昨年來力を合わせて新鮮な感覚で蒲原の野に伝統を築こうということを合い言葉に、一人ひとりが誇りをもつて近代的な設備を十分活用できるようにがんばっておられるわけでございます。特に今年度はきれいな学校、運動の盛んな学校、あいさつのよくできる学校を重点に、

開校後の 中央小学校の 成績について

▼中央小学校が開校されてから一年九か月になりますが、せっかく県下まれにみる、設備の充実したりつぱな校舎ができたなかで勉強される児童が、現在

○3月28日 9:30~14:30
停電のお知らせ
○大口

▼最近、新聞、テレビ等でいまわしい問題が学校関係で取りざたされていますが、わが村立五校のなかで、教師と児童、生徒の間に血の通った教育が進められているかどうかについて、教育長にお聞きしたい。

意見を吸い上げよ

▼今までわたしが、転作の秋作、春作の認定に回ってみると、上から押しつけられたからやるんだという形では意欲が半減しているのはなかろうかと存じます。幸いわが村には専門的な学校を卒業された農業後継者が多数ありますかと思いますが、こういう人たちの集会を求めて、その人たちの意見を吸い上げて、村の農業政策の方向づけをやつていったほうがよいのではないかと考えますが、村長の考えをお伺いしたい。

▼これまでわたしが、転作の秋作、春作の認定に回ってみると、上から押しつけられたからやるんだという形では意欲が半減しているのはなかろうかと存じます。幸いわが村には専門的な学校を卒業された農業後継者が多数ありますかと思いますが、こういう人たちの集会を求めて、その人たちの意見を吸い上げて、村の農業政策の方向づけをやつていったほうがよいのではないかと考えますが、村長の考えをお伺いしたい。

血の通った教育が なされているか

●山崎教育長

原田久司議員

職員一同ともどもがんばっておられるわけでござります。

▼次に村内の各学校の教師と児童の間に、血の通つた教育がなされているかといううなことでございますが、最近、ほうぼうで新聞等をにぎわす不詳事件等がございましたが、わたしの村ではそういうことは全然ございません。それぞれの先生がたが各学級で血の通つた教育を行なつてるとわたしは信じてゐるわけですが、小学校三か校、中学校二か校は、それぞれの学校で毎年教育目標、努力事項を掲げて、いつしょくけんめいがんばつておらるるわけでござります。小学校三か校、中学生にお聞きいたしますと、今年度は特に教師と生徒どうしの人間的な触れ合いによつて、ともに話し合ひをし、ともに鍛え、喜びのある学校生活をしたりといふような、あるいは生徒、児童一人ひとりが学生にお聞きいたしますと、今年度は特に教師と生徒との間に満足感をもち、生きがいを感じるようになります。あるいは年令の違いとか性別、考え方の違いによって、みんなにご満足のいくよくなことのできないようなこともあるかもわかりませんが、校長を通じて指導助言をしたいと思つてゐるわけでござります。

▼第三点の減反政策に対応する技術職員の問題でございますが、ご承知のように村には一名の技術員を持つております。村の職員の中にひとりやふたりの技術員を採用して、転作の指導をすればといつてもちょっと無理でござりますので、農協の技術員、農南普及所の技術員から、村に適当した転作作目をまとめて検討してもららうより方法がないと考えております。いまして、村としては農業技術員を採用する考えはありません。

中学校の 統合について



池之上鶴吉議員

いまでのところございません。
▼次に農業後継者の意見を吸い上げはどうかといふことでござりますが、村としてやつておりますのは、農業青少年サークルといううなもの、それから農業青年研究会といううな会もござります。原田議員のご心配はわたしも十分身につまされておりました。どこに行つても荒れ果てた休耕田を見るということは、ほんとうに寂しい思いがするわけですが、このことについてはいま申し上げたようなことをやつておりますが、さらに努力を続けていちご、れんこん等に匹敵する特産物の発見に努力したいと考へております。

工場誘致について

において問題もあるうかと思ひますけれども、現在をお考へのうえ将来を展望されてのご答弁をお願いしたい。

▼現在、中学生の数は中之島中が六学級の二百人、北中が同じく六学級の二百九人でございます。一般に学級数は十二学級から十八学級が適正ではないかといわれておりますが、本村の場合は統合すれば十二学級になり適正ということにならうかと思います。さらに教える立場からすれば、六学級より十三学級のほうが先生がたが数多くなりますので、適正ではないかといわれておるわけでございますが、財政面

米の生産調整につ ついて

▼第二次生産調整がはじまり、米を基幹としている本村は経済、社会の両面において非常な打撃を受けおります。村全体の水田面積は約二千七百四十ヘクタール、来年は約十パーセントの減反の制り当たが予想されておりますが、もしそういう形になると、振法から除外するといううなことも考えられるわけですが、これを含めてご答弁をお願いしたい。

（3）第81号 広報なかのしま 昭和55年2月15日

（2）第81号 広報なかのしま 昭和55年2月15日

▼第一点の国の予算が厳しいということは、松井議員のおっしゃるとおりでございまして、厳しいということは地方交付税が今までのようになんぐん延びていた時代と違つて、あまり延びない横ばい状態というものが現状でございます。この中で村の仕事を今までのペースでやつていくことは至難のわざでございますけれども、なるべく村民の不満にならないよう実施計画を組んで事業を実施していくたいと考えであります。それがどうしても困難という場合には、先に一年繰り延べるということもあるうかと思いますが、そうなつた場合にはご勘弁願いたいと思います。

●斎藤村長

▼中学校の統合については、いま村民だれしも希望しておられるのではないかと思います。わが村は申し上げるまでもなく小学校の整備ということで、これら財源に苦慮しているところであります。中央小に引き続き信条小学校もおかげさまで着々と竣工に近づいております。しかしこれが終つても、次には上通小学校が待ち構えておりまして、この三小学校を改築した次に中学校ということになります。まだ両中学校とも危険校舎ではございません。やはれは老朽化するとしても、それまでは待つておれないと思ひますけれども、新しく建てるという段階では、一つ一つ作らなさいでいっしょにするのが理想であるうと思います。やがてその時期になれば、特別委員会を設けたなかでご検討をお願いしたいと考えております。いまのところ手が出せないというのが現状でございます。

教員異動のシステムについて

▼本年度も先生の異動時期になつてまいりましたが、勉強はもちろんでござりますけれども、P・T・Aや村民の要望によつて作られたブールが先生によつてその効果が發揮できるように、水泳ができるまた野球もできるりっぱな先生に中之島村に来ていただきたく思います。異動のシステムはどうなつてきたいと思いますが、異動のシステムはどうなつているかお聞かせ願いたい。

■中学校の統合については、いま村民だれしも希望しておられるのではないかと思います。わが村は申し上げるまでもなく小学校の整備ということで、これら財源に苦慮しているところであります。中央小に引き続き信条小学校もおかげさまで着々と竣工に近づいております。しかしこれが終つても、次には上通小学校が待ち構えておりまして、この三小学校を改築した次に中学校ということになります。まだ両中学校とも危険校舎ではございません。やはれは老朽化するとしても、それまでは待つておれないと思ひますけれども、新しく建てるという段階では、一つ一つ作らなさいでいっしょにするのが理想であるうと思います。やがてその時期になれば、特別委員会を設けたなかでご検討をお願いしたいと考えております。いまのところ手が出せないというのが現状でございます。



松井 弘議員

来年度の実施計画の見通しについて

■国赤字国債は五十九兆円、これは国民一人当たり五十三万円の負担額になるといわれております。このため政府は、来年度予算の編成に当たってゼロベース編成の方針を打ち出しており、地方財政において最大限の努力を払う考えであります。

農村総合整備モデル事業と財政について

■村の予算も年々大きくなり、同時に村債も大きくなりふくれ上がっております。昨年度をみると村債の合計額は十億五千七百万円くらいになつており、償還額が一般財源に占める公債費比率は、中之島村においては九・六パーセント、県平均の八・六パーセントを上回つており、本年度も一億七千八百万円の村債が見込まれております。来年度は懸案の農村総合整備モデル事業の認可もまちがいないという話でございますが、予想される事業費からしますと、この村債の額は四億四千四百万円になるかと思いますが、公債費比率が十パーセントを超えると要注意だといわれております。事業完了後も村長がいわれるところの健全財政を続けていかれるかどうかお伺いしたい。

中之島中のグランド整備計画について

■小学校の統合によりまして、本年中之島小の校舎

はないかというような話もありますので、財源の裏づけの面も考慮していただきながら整備を進めなければならぬし、そういう方向に進めさせていただきたいと考えております。

■次に教員の異動システムはどのようになつてあるかはかかるべき委員会の協力を得てやることも今後あろうかと思いますが、わたしの能力と行動の許す範囲において最大限の努力を払う考えであります。



中条バイパスの完工見通しについて

田口正治議員

■中之島中学校のグランド整備計画についてでございますが、学校側から旧中之島小の校舎が撤去された場合には、抜本的な対策によってグランドの整備をお願いしたいという要素がございました。中之島中のグランドはご承知のように中学校のグランドとしては、郡内では一番悪いグランドで、数年前には暗渠排水をされたそうですが、排水がうまくいきません。その上に土を盛つたら排水もよくいくのですがないということで、中学校のグランドとしてはふさわしくない状態でございます。それで碎石を敷きましてその上に土を盛つたら排水もよくいくのです。

わけですが、さらに所得の向上を図るために、村当局は総意を結集してこれに当たるべきだと思いますが、お考えをお聞きしたい。また最近農業新聞で「えさ米」の問題がいわれておりますが、中之島村独自で「えさ米」の認知を国、県に働きかけてはどうかと思いますが、ご答弁をお願いしたい。

●斎藤村長

■中学校の統合については、いま村民だれしも希望しておられるのではないかと思います。わが村は申し上げるまでもなく小学校の整備ということで、これら財源に苦慮しているところであります。中央小に引き続き信条小学校もおかげさまで着々と竣工に近づいております。しかしこれが終つても、次には上通小学校が待ち構えておりまして、この三小学校を改築した次に中学校ということになります。まだ両中学校とも危険校舎ではございません。やはれは老朽化するとしても、それまでは待つておれないと思ひますけれども、新しく建てるという段階では、一つ一つ作らなさいでいっしょにするのが理想であるうと思います。やがてその時期になれば、特別委員会を設けたなかでご検討をお願いしたいと考えております。いまのところ手が出せないというのが現状でございます。

人の集まりがよいとか、交通の便がよいとかいろいろ考えてこられまして、二、三話がありましたけれども、つい不発に終つたというのが現状でございます。■生産調整の問題ですが、たしかにいま細かい数字をあげてのお話しでもっともですけれども、これと原田議員にお答えしたように、農家の意欲というものがまず第一番になります。いかに村でああしたほうがいい、こうしたほうがいいと言つてみたところで、選手にやる気がないのはどうにもなりません。村のかたがたは、資本を投資してやるよりも、てつとり早く働きに出たほうがよいというのが大半の考えではないかと思います。しかし村にとつて打撃の大きいことはよくわかりますので、衆知を集めたなかで前向きに努力したいと考えております。「えさ米」のことについては、今後検討してまいりたいと思います。

いてもたいへん厳しいものが予想されます。中之島村においては、基本計画で定められた事業を具体的に実施していく実施計画が着々と実施されておりますが、このようないかで、この度の実施計画におよぼす影響について、村長の考え方をお聞きしたい。

また、国の予算獲得についてどのような運動をされているか合わせてお聞かせ願いたい。

私は、十一月六日より八日間、新潟県農業者日中友好訪問団の一員として、あの広い大地と、九億、十億ともいわれる人口をもつ雄大な中国を自分の目で見ることが出きました。今回中国訪問の私の大きな目的は、「実際の中国とは、どのような国なのか、それに、「日本の農業の経営とは、まったく違う集団生産組織の経営とは、どのようなものなのか」、又、日本農業との共通点や相違点などを見つけ、それらを少しでも我が家の経営や、地域の発展になるような事を何か見つけてこよ」ということでした。

私たちには、無錫市、上海市の人民公社へ行き、公社内の視察や農村家庭の訪問、若い農村青年との意見交流など行ったり、それに少しではありました。農民と共に作業も行つてきました。私が一番おどろいたのは、あの広い土地を高度利用していることで、衣・食・住どれ一つとっても豊かではなく、としました。それは、稻・稻・麦の三毛作をやつてたり、年間を通しての野菜の生産、それにさかなな養殖で、一つの池の中で、深さによって生育場所の違う小さなを飼っているなど、土地の有効利用に大きな関心を持ちました。ましてや空いている土地などは、まったくといつていいほどなく、草がはえていないほどなく、草がはえていないほどなく、

農業者友好訪問団に 参加して

西野 入沢孝行

西野の入沢孝行さん（22才）は、新潟県農業者友好訪問団の一員に選ばれ、昨年十一月六日から十三日までの八日間、中国の農業事情を観察するなどの貴重な体験をされ、その感想を寄せてもらいましたので紹介します。

私は、手入れも良くして有りました。それから日本のように、化学肥料だけで使つているのではなく、ほとんどが有効肥料すなわち、堆肥を使用しているということでした。農作業のほとんどは、手で多少は機械化され、人手や労力が余ってしまいます。その余った人手や労力はどのように処理するかが問題になつてくるのではないかと思います。

しかし、中国ではこれから序々に日本の様に機械化へ進めようとしているが、下手に機械化にしては人手や労力が余ってしまう。その余った人手や労力は、意欲的であり、それに日本の農業に関心を持つておらず、学ぼうとする気迫がひしひしと感じられました。

中国の農業体制とは、四つの組織で人民公社があり、毛沢東の「組織して農業生産を発展して、お互



質素な住居と農舎

いに助け合い道を歩もう」の言語をかけ、生産集団の中でお互い指導し、助け合つて一つの集団生産組織を運営している。それに農民は自分の能力に応じて、男女同等に働き歩合により分配され、「働く者は、食うべからず」を原則としているということが、最も重要な特徴です。でも労働報酬は、点数制での労働能力により差別というのが出ていて思われました。それに日本の様に自由的な農業ではなく、何か制約された農業の様に感じられました。

近年開拓を進め、そのほとんどを農地に変えていくらしく、市内を少し過ぎるともうあたりは田園風景という感じでした。やはり農業を中心として発展しようとする国で、農業は、国の基礎と思つていて、最後に今回の訪問で学んだことを、私のこれから生き方にプラスになる様に、頑張って行きたいと思います。

▼県道中野・三条線の中条バイパスの計画について、昭和四十五年に方線の発表があり、村当局と部落が一体となって関係地権者と数十回の協議をもつてようやく部落で十アール当たり三十万円を上乗せすること、方線の一部修正等で地権者の理解を得て買収に入ったのが昭和四十六年でございます。このようにしていろいろむずかしい問題も、村当局と地元の話し合いの中で進められて、五十一年には曾田用水までの間の道路建設がなされ、三月完工と同時に供用されて現在に至つてはいるわけでございます。引き続き真野代までを早急にやつてほしいというのが地元の要望でございましたが、猿橋川の改修工事とのかみ合いで中断してようやく五十三年に計画された全線の買収が終りましたが、こんにちまでの間約十年の歳月が流れようとしているわけでござります。一日も早く中条バイパスを完工していくべきだと考へておられるわけですが、完工の見通しをお聞かせいただきたい。

長呂樋管の

復活について

▼先般の六月議会において、長呂樋管についての質問に対し、事業主体は土地改良区であるが村のためになるならば今後関係樋管と相談のうえ、前向きに善処していくといったような要旨の答弁と記憶しておりますが、信濃川から二トンの水利権を復活するということは非常にむずかしい問題であろうかと存じます。その後村当局は、意欲的にこの問題に取り組んで研究やら陳情をされていると伺いました。心から喜んでいるわけですが、本村の基幹産業は米であることは否定できない現実だと思います。どうかこの用水源の確保について、全力をあげます。

てご努力を願いたいと思いますが、こんにちまで進めた状況と今後の対策についてお伺いしたい。

●斎藤村長

●第一点の中条バイパスの延長、これはいまお話しがあつたとおりでございまして、中条部落の上乗せなどという例のないご協力によって、こんにちにおよんでいるということに、この際厚く感謝をいたします。県では昭和五十五年度事業として五千万円の要望をしておりまして、だいたい五千万あれば真野代まで到達するのではないか、万にも一つ五千万で足らないというときは、最終年度でございますのでよそから予算を持ってきて必ず完工させると、したがつて五十六年四月には供用開始をしたいということをはつきり言つておるのを報告申し上げております。

▼長呂堰下の補助樋管のことです。信濃川から新しく取水の権利を取ることとは容易ならんことございまして、昭和三十八年に三十年の期限をもつてこの権利を獲得されたのは土地改良区でございまして、土地改良区がこの樋管の責任者でございます。しかしこれがだれのものであるとも、利用する耕作農民は村民でございますので、この人たちのためになることなら、わたしも努力をしたいと考えております。建設省長岡工事事務所長に現況を訴えたわけですが、それでも建設省としては工事をただでするというわけにはいかないが、工事の依頼があればやりましょうというお話しでした。もし県営事業にてはめてやるということになりますと、地元の同意がなければならぬことから、責任者である土地改良区、これを利用されるかたがたの意向をよく調整したなかで、取り上げるべきだとわたしは考えておりまして、いずれそ



筆者

ういう時期を早急にとらえ、これが実現についてはわたしの立場でできるだけの努力を惜しまないつもりでございます。

昭和五十五年第一回中之島村議会臨時会が一月二十九日に開かれました。この臨時会には、昭和五十四年度の一般会計・国保特別会計の補正予算や中央都市下水路の工事請負契約の変更など村長提出議案四議案を原案どおり議決しました。

その主な内容はつきのとおりです。

臨時議会

補正予算

補正額は四百四十五万八千円を追加し、予算総額十八億八千五百九十三万三千円としました。

主なものは暖房用灯油など燃料費が三百六十万六千円です。

条例関係

▼新潟県町村人事事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について。

- 新潟県町村人事事務組合を組織する地方公共団体の数を増加し、それに伴う規約を変更したものです。

その他の

▼工事請負契約の変更について。

中央都市下水路の請負金額の変更によるものであります。

お知らせ

交通事故絶滅の願いもむなし
く、私たちのまわりにつきつぎ
と発生しております。

「一日一円」の会費で会員相
互の助け合いを。交通災害共済
組合が発足してから十一年を経
過しました。中之島村ではみなさんのご理
解により加入率も年々増えて、
五十四年度は七七%にも――。
事故件数は二十八件(十二月
末現在)で、これによる見舞金
が一五五万円にも達しました。
万一の事故に備えて家族みん
なで加入しましよう。

○加入資格 どなたでも年齢に
制限なく加入できます。
○会員期間 四月一日から翌年
○会員費 一人年額三百五十円

○見舞金の請求は、次の書類が
必要です。①会員証 ②共
済見舞金請求書 ③交通事
故証明書 ④医師の診断書。
○申し込み 三月上旬頃までに
嘱託員を通して申込書をお
届けしますので、家族全員
で加入しましょう。(なお、
四月以降の加入は直接住民
福祉課へおいでください。

生徒募集

県立新潟高等学校およびN.H.K.学園高等学
校通信制の生徒を募集しています。
くわしくは教育委員会へ。

安い掛金・大きな保障

家族そろって交通災害共済

見舞金

等級	災害の程度	金額
1等級	死亡した場合	1,000,000円
2等級	自賠責施行令別表の等級区分の1級各号に掲げる傷害の場合	700,000円
3等級	治療を要した期間が6月をこえ、かつ、入院30日以上を含む実治療日数75日以上のもの	150,000円
4等級	治療を要した期間が4月をこえ、かつ、入院14日以上を含む実治療日数75日以上のもの	120,000円
5等級	治療を要した期間が4月をこえ、かつ、入院14日以上を含む実治療日数60日以上のもの	100,000円
6等級	治療を要した期間が3月をこえ、かつ、入院7日以上を含む実治療日数45日以上のもの	80,000円
7等級	治療を要した期間が2月をこえ、かつ、入院通院の実治療日数30日以上のもの	60,000円
8等級	治療を要した期間が1月をこえ、かつ、入院通院の実治療日数15日以上のもの	40,000円
9等級	入院・通院の実治療日数7日以上のもの	20,000円

●無免許又は飲酒運転、その他故意或いは重大な過失による場合等は見舞金が支払われないこととなりますのでご注意願います。なお、くわしいことは役場住民福祉課にお尋ねください。

入学通知は届きましたか

住宅金融公庫

個人住宅建設資金申込受付け!!

この四月、新しく小学校へ入学されるお子さんの入学通知書を一月中に郵送しましたが、まだ届いていない方があります。教育委員会へご連絡ください。また、中学校へ入学されるお子さんには直接小学校でお渡しました。

住宅金融公庫では、自分が住むための住宅を新築する方に対して個人建設資金の申し込み受け付けを行っています。

■ 融資額 木造住宅(80m²以上の場合は3百80万円、断熱構造化工事の場合は10万円)30万円の融資額加算及び老人等が同居する場合40万円)80万円の融資額割増し制度があります。

■ 利率 5.5パーセント

■ 返済期間 木造の場合25年以内。

■ 申込み場所 県内の「住宅金融公庫業務取扱店」へ。

心配ごと相談

○毎週火曜日午後1時~4時
○公民館

昭和54年分

所得税の申告と納税はおすすめですか



確定申告

確定申告の期限は3月15日です

所得税の確定申告の期限は3月15日ですが、あなたはもうおすすめですか。期限間近になると税務署は大変混雑しますので、早目に申告をすませましょう。

税金に関してよく分からぬ点があったり、もっと詳しく知りたいときはお気軽に税務署にご相談ください。また、「申告書の書きかた」や「確定申告の手引き」などが税務署に用意してありますので、参考にしてください。

●見附警察署 捜査課
☎ 02586(2)2121
●県警本部捜査策二課暴力団係
☎ 0252(2)2424

暴力団の民事事件
相談窓口の
「あんな」

みんなの中で暴力団による
借金取り立て、あるいは交通事故
の示談交渉などの際に暴力団
におどされたり、無理に契約書
を書かされたりして困っている
方はおられませんか。このよう
な方はつきの相談窓口へ。

農業者年金
受給者のみなさん
現況届の提出をお
お忘れなく!!
提出期限は
三月三十一日
まで

国民年金の定額保険料が、この四月から一ヶ月、七七〇円に改められます。付加保険料は、今までどおり一ヶ月四〇〇円とすべきですから、付加保険料に加入している人は一ヶ月につき四、一七〇円をかけることになります。国民年金は、昭和五十一年度の法改正とその後の物価スライドにより、夫婦がともに付加保険料に加入して二十五年間かけた場合、年額一、〇六一、四〇〇円(月額八八、四五〇円)の年金が支給されるようになりました。国民年金制度をより充実したものにするために、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

お知らせ

四月から国民年金保険料が三、七七〇円になります

固定資産課税台帳をごらんください

縦らん期間……3月1日から3月20日
(土曜日の午後と日曜は除きます)

●55年度の課税台帳が、この期間に固定資産の所有者とその関係者が税務課で無料でごらんになります。この機会にお出かけください。
●課税台帳には、新しい課税標準額で登録されています。
55年度の課税標準額の上昇程度は、54年度の課税標準額のおよそ次のようになります。

田	115%
畑	120%
宅地等	100%

※54年中に家屋調査がされた方は、この期間にぜひごらんください。
※以前に田や畑を交換して、登記手続きがされていない方があります。この期間ももう一度自分の所有地を確認されていかがでしょうか。

たばこは村内で買いましょう。

所得税・村民税諸控除一覧表

項目	区分	所 得 税	村 民 税
基 础 控 除		290,000円	210,000円
配 偶 者 控 除	控除対象配偶者	290,000	210,000
	老人控除対象配偶者	350,000	—
扶 養 家 族	一般の扶養親族	290,000	200,000
	老人扶養親族	350,000	210,000
	同居老親	400,000	—
	配偶者がない場合の扶養親族のうち1人	—	210,000
障 害 者 控 除	一般障害者	230,000	190,000
	特別障害者	310,000	210,000
老 寧 勤 労 年 者 控 除	婦生	230,000	190,000
生 命 保 险 料 控 除	支払10万円で最高50,000	支払7万円で最高35,000	
損 害 保 险 料 控 除	限度15,000	—	
白 色 専 従 者 控 除	400,000	400,000	
障 害 者 等 の 非 課 税 限 度 額	—	800,000	
給 与 所 得 控 除	給与所得の収入金額が ①125万円未満であるもの 50万円 ②125万円を超えるもの 収入金額×40% ③150万円を超えるもの 収入金額×30%+150,000円 ④300万円を超えるもの 収入金額×20%+450,000円 ⑤600万円を超えるもの 収入金額×10%+1,050,000円		
(所得税・村民税とも同額です)			

贈与税の申告と納税は
1年間に贈与を受けた財産の価額を合計して、60万円を超えるときは、贈与税の申告をしなければなりません。贈与税の申告と納税は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までです。贈与税額が5万円を超えていて、一時に納めることができないときは、5年以内の年賦延納ができます。延納したときは年利六・六%の利子税がかかります。

納税は便利な口座振替で

- 利用できる方は
金融機関（銀行・農協など）に預貯口座を、お持ちの方であれば、どなたでも利用できます。
- 申込み手続きは簡単
「預貯金口座振替依頼書」用紙に、住所、氏名、預貯金の種類・口座番号などを記入し、通帳に使正在している印かんを押して、その金融機関又は税務署へ提出されれば結構です。

確定申告をすれば所得税が還付される場合

所得税にはいろいろな控除がありますが、なかには年末調整では控除できないものもあります。次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されます。



この申告の時期になると、申告・手続きなどを他人に依頼する人が多くなりますが、正規の税理士かどうかを確かめながら依頼してください。

所得税の確定申告と納税

3月15日まで

ことしも、所得税や事業税、住民税（村県民税）などの申告時期が近づきました。これらの申告は課税の基礎となるものです。また、確定申告を必要としない方は、住民税の申告が必要ですので必要事項を記入のうえ、三月十五日まで税務課へ必ず提出してください。

納税相談

2月12日から



納税相談日程

場所	3月14日(金)	3月13日(木)	3月12日(水)	3月11日(火)	3月10日(月)	3月9日(日)	3月8日(土)	3月7日(金)	3月6日(木)	3月5日(水)	2月25日(月)	2月24日(日)	2月23日(土)	2月22日(金)	2月21日(木)	2月20日(水)	2月19日(火)	2月18日(月)	2月17日(日)	2月16日(土)	2月15日(金)	2月14日(木)		
見附市役所											贈与税			青色決算指導										
商工会																								
公民館																								
農業	ク	ク	ク	ク																				
農業																								
農業																								
農業																								
農業																								
農業																								
農業																								
農業																								

▽各会場とも午前9時30分～午後3時30分
▽当日は大変混雑しますからきめられた相談日をご利用ください。

- 確定申告をするとき、申告書に添付したり提出しなければならない書類は次のとおりです。あらかじめ用意してきて下さい。
- ①住宅取得控除を受ける場合は建築確認通知書の写し（建築確認が必要でない家屋は設計図など書類やその写し）。
 - ②登記簿謄本や請負契約書、売買契約書などで家屋の工事の着手年月日を明らかにする書類やその写し。
 - ③医療費控除を受ける場合は、支払った医療費の領収書。
 - ④生命保険料控除を受ける場合は、支払った生命保険料が一契約九千円をこえるときはその支払保険料の証明書。
 - ⑤損害保険料控除を受ける場合は、支払った保険料の証明書。
 - ⑥給与所得がある人は勤務先からもらった源泉徴収票。
 - ⑦印かん。

確定申告に必要な書類

日本における税金の歴史

時代	内容
大化の革新まで	代表的な租税は次のようなものがあった。 役(えだち)…労力を提供。 田租(たちから)…穀物を献納。 調(みつき)…穀物以外のものを献納。
大化の革新以後	大化の革新で租、庸、調の制度が定められた。 租(そ)…田の面積に応じて米を納める。 庸(よう)…労力の提供だが布で納めることが多かった。 調(ちょう)…各地の特産物を納める。
鎌倉時代 室町時代	庸、調はだんだん衰微し、田租が中心となった。 田租(でんそ)…年貢ともいい、米を納める。
江戸時代	庸、調は、小物成や課役に変わっていった。 地租(ちそ)…田租と地子(ぢし)があり、地子は屋敷に課されるもの。 小物成(こものなり)…山林などの収益や、商人に課したもの。 課役(かやく)…臨時の支出にあてるために労役を課したもので、例 えば夫役(ぶやく)など。
明治時代	明治6年 地租改正が行われ、全国的に金納となった。 税率は地価の $\frac{3}{100}$ と定められた。 明治20年 所得税新設。
大正時代	地租中心、間接税中心から、所得税中心の税制へと移行。
昭和時代	昭和15年 法人税が所得税から独立。 昭和22年 地租は国税から地方税へ移行。 直接税に申告納税制度が採用された。 昭和25年 地租は廃止され、固定資産税が採用された。 昭和25年 シャウプ勧告により税制改正。 昭和37年 間接税にも申告納税制度が採用された。

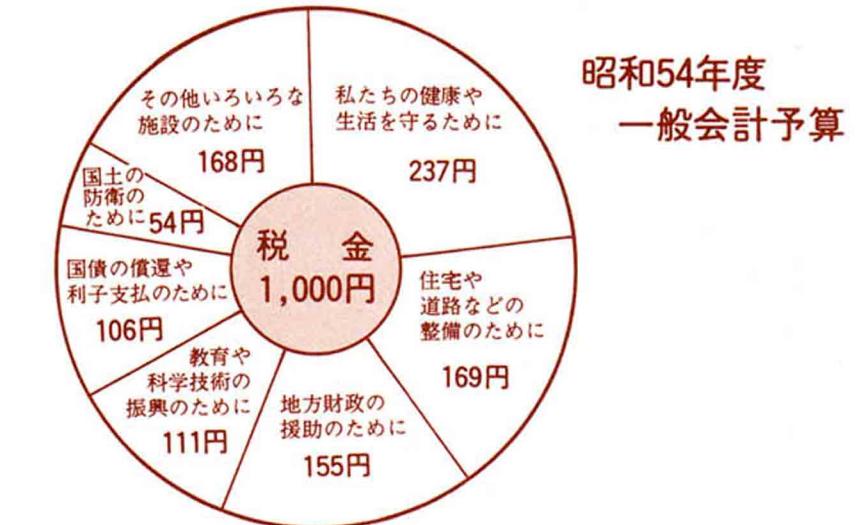
税金にたくした夢は みんなの笑顔

昭和54年度 中学生の『税金に関する標語』入選作

中之島北中学校3年 金 安 明 美

税金は社会共通の経費です

- あなたが納めた税金は、あなたの生活に次のように生かされています。



税金の種類

国 税	直 接 税	間 接 税 等
	所得税、法人税、相続税、贈与税	酒税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、航空機燃料税、石油税、物品税、トランプ類税、取引所税、有価証券取引税、通行税、入場税、自動車重量税、関税、とん税、特別とん税、日本銀行券発行税、印紙税、登録免許税、電源開発促進税

地 方 税	道 府 県 税	普 通 税	目 的 税
	道府県民税、事業税、不動産取引税、道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税、自動車税、鉱区税、狩猟者登録税、固定資産税（特例分）	自動車取得税、軽油引取税、水利地税、入猟税	
市 町 村 税	※市町村民税、※固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ消費税、電気税、ガス税、鉱産税、木材引取税、※特別土地保有税	※都市計画税、※入湯税、※事業所税、水利地税、共同施設税、宅地開発税、国民健康保険税	

(注) 東京都は、道府県税に相当する税を、特別区は市町村税に相当する税を課税していますが、市町村税に相当する税でも、※印のある法人住民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、入湯税、事業所税は東京都が課税しています。